

一般社団法人 福井県サッカー協会 会費規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第7条の規定に基づき、入会金および会費を次のとおり定める。

(入会金および会費)

第2条 入会金および会費の額は、別表のとおりとする。

2 賛助会員の会費の口数については任意とし、相互の協議により決定する。

(臨時会費)

第3条 臨時会費の額および納入の時期は、その都度、総会の決議によって定めるものとする。

(入会金および会費の納入)

第4条 新たに定款第5条第1項第1号の正会員または賛助会員となった者は、入会を承認した旨の通知を受領してから1か月以内に入会金を納入しなければならない。

2 新たに定款第5条第2項により正会員とみなされた者は、役員に就任した初年の7月末までに入会金を納入しなければならない。ただし、前回の役員の退任から次の役員の就任までの間に役員ではない期間がある者については、次の役員に就任した年の7月末までに再度の入会金を納入しなければならない。

3 定款第5条第1項第1号の正会員の会費の納入は、年1回とし、毎年4月末日までとする。ただし、第2種、第3種、第1種の大学および高等専門学校の各団体は、事務局に届け出ることにより、同年の5月20日まで、会費の納入を延期することができる。

4 定款第5条第2項により正会員とみなされた者の会費の納入は、年1回とし、毎年7月末日までとする。

5 賛助会員の会費の納入は、年1回とし、毎年4月末日までとする。

6 特別会員の会費の納入は、年1回とし、毎年7月末日までとする。

7 入会金および会費の納入は、この法人が指定する収納機関に会員が払い込むこととし、その手数料は払込人の負担とする。

8 払い込まれた入会金および会費については、領収書の発行は行わない。

(退会に伴う会費)

第5条 定款第8条の定めるところにより退会する場合に、未納の会費があるときは、退会時まで会費を納付しなければならない。

(規則の変更)

第6条 本規則の変更は、総会の決議によるものとする。

(その他)

第7条 本規則の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

[施行] 2015年 6月27日

[改正] 2016年 6月25日

[改正] 2021年 6月26日